

## 奈良市立休日夜間応急診療所、奈良市立休日歯科応急診療所及び みどりの家歯科診療所清掃等業務委託契約書（長期継続契約） （案）

1 委託業務の 名称	奈良市立休日夜間応急診療所、奈良市立休日歯科応急診療所及びみどりの家歯科診療所清掃等業務
2 契約期間	令和5年6月1日から令和10年5月31日まで (地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
3 履行期間	令和5年6月1日から令和10年5月31日まで
4 委託料	<p>この契約に係る各年度の委託料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 令和5年度 金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)</p> <p>(2) 令和6年度 金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)</p> <p>(3) 令和7年度 金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)</p> <p>(4) 令和8年度 金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)</p> <p>(5) 令和9年度 金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)</p> <p>(6) 令和10年度 金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)</p> <p style="text-align: center;">(履行期間全体の執行予定額 金 円)</p>
5 契約保証金	奈良市契約規則第23条第2項第3号の規定により免除する。

上記の業務の委託について、委託者 奈良市（以下「発注者」という。）と、受託者（以下「受託者」という。）とは、次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総則)

第1条 発注者は、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）の処理を受注者に委託し、受注者は、これを受託する。

(処理の方法)

第2条 受注者は、頭書の委託料をもって、頭書の履行期間内に、委託業務を別紙「奈良市立休日夜間応急診療所清掃等業務実施基準仕様書」及び「奈良市立休日歯科応急診療所及びみどりの家歯科診療所清掃等業務実施基準仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき処理しなければならない。

2 受注者は、委託業務の処理について、前項の仕様書に明記されていない事項については、発注者の指示を受けるものとする。

(法令上の責任)

第3条 受注者は、委託業務の実施に従事する者（以下「従事者」という。）に対し、使用者として労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法その他の法令に規定された全ての責任を負うものとする。

(作業能率及び規律の遵守)

第4条 受注者は委託業務を行うに当たり、この契約の定めるところに従い、発注者と協議のうえ能率的に作業を行うように努め、次の各号に掲げる事項に従事者に厳守させなければならない。

- (1) 受注者は、従事者に一定の服装をさせ、作業規律に努め、品位にかかわるような言動を慎まなければならない。
- (2) 作業に必要でない場所に立ち入り、又は必要のない器物に触れてはならない。
- (3) 電気・水道等を使用した場合は、その後始末を確認し、スイッチ又は栓等の切り忘れによる事故を起こさないよう厳重に注意しなければならない。

(従事者の配置等)

第5条 受注者は、委託業務に支障のないよう適格な従事者を配置するものとする。

2 受注者は、従事者の配置替えなどを行うときは、業務処理能力の低下その他支障の生ずることのないよう配置して行うものとする。

3 発注者は、従事者のうち不適格者があると認めるときは、その旨を受注者に通知して従事者の交代を申し出ることができる。この場合、受注者は実状を調査の上、発注者の申出が正当と認められたときは、速やかに従事者の交代を行うものとする。

(従事者の衣服等)

第6条 受注者が従事者に支給する衣服等は、受注者の負担とする。

(注意義務)

第7条 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良な管理者の注意をもって、委託業務を遂行する責めを負うものとする。

(調査等)

第8条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況等について随時に調査し、又は報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について、必要な指示をすることができる。

(再委託等の禁止)

第9条 受注者は、委託業務を一括して第三者に委託してはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わそうとするときは、あらかじめ発注者の書面による承諾を受けなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第11条 受注者は、この契約の履行において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のため若しくは不当な目的に使用してはならない。この契約の満了、解約又は解除後も同様とする。

2 受注者は、その業務の従事者（従事していた者を含む。）に対して前項の義務と同様の義務を課すために、教育等の必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第12条 受注者は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の変更及び一時中止)

第13条 発注者は、この契約締結後の事情により必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は一時中止し、若しくは打ち切ることができる。

2 前項の場合において、委託料等を変更する必要があるときは、発注者及び受注者で協議して定める。

3 前項の協議が成立したときは、変更した部分についての書面を作成し、発注者及び受注者間においてこれを取り交わすものとする。

4 契約期間の途中でこの契約を解除した場合の委託料は、発注者及び受注者で協議の上、決定するものとする。

(臨機の措置)

第14条 受注者は、災害防止等のため特に必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合において受注者は、そのとった措置について直ちに発注者に報告しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他緊急やむを得ないときは、受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。この場合において、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。

(業務完了の報告及び確認等)

第15条 受注者は、毎月ごとの委託業務を完了したときは、委託業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の報告書を受領したときは、委託業務の履行について確認し、完全に履行されていない場合は受注者に対し履行を求めるものとする。この場合においては、履行の完了を業務の完了とみなして、発注者の確認を受けるものとする。

(委託料の支払方法等)

第16条 受注者は、毎月ごとの委託業務の完了について発注者の確認を受けた後、委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から30日以内に、委託料月額を受注者に支払うものとする。

(履行期間の延長)

第17条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(履行遅滞等)

第18条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間満了後相当の期間内に完了する見込みがあると認めるときは、発注者は、違約金(次項の規定により計算した額が1,000円未満であるときは、これを要しない。)を付して履行期間を延長することができる。

2 前項の違約金は、委託料につき、延長日数に応じて年2.5パーセント(政府契約の支

払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定による財務大臣が定める率が改正された場合は、当該改正された後の率）を乗じて計算した額とする。

（委託業務の内容の変更等）

第19条 発注者は、この契約締結後の事情により必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の処理を一時中止することができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

（発注者の催告による解除権）

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、委託業務の処理その他この契約による債務を履行しないとき。
- (2) この契約に基づく発注者の指示に従わず、又は発注者の調査に協力しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、前項の規定により、この契約を解除したときは、違約金として委託料の10分の1に相当する金額を徴収する。この場合において、その額が損害の額に満たないときは、不足分を別途請求する。

3 第1項の規定により、この契約が解除された場合、受注者がこれにより被る損害については、発注者は、その責めを負わない。

（発注者の催告によらない解除権）

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約に関し、次のいずれかに該当するとき。

ア 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。

ウ 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。

エ 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

(2) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその

役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) この契約に係る下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第2号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 受注者が、第2号から第6号までのいずれかに該当する者をこの契約に係る下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (9) 受注者が、この契約による債務を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (10) この契約に基づく調査において発注者の業務を妨害し、又はこの契約に基づく債務の履行において詐欺その他の不正行為をしたとき。
- (11) 委託業務の処理が不能である(ことが明らかに認められる)とき。
- (12) 委託業務の処理を拒絶する意思を明確に示したとき。
- (13) 委託業務の一部の処理を拒絶する意思を明確に示した場合又は委託業務の一部の処理が不能である場合において、既に完了した部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
- (14) 特定の日時又は一定の期間内に委託業務を処理しなければ契約の目的を達するこ

とができない場合において、当該日時又は期間内に処理しないとき。

- (15) 第10号から第13号までに掲げる場合のほか、委託業務の処理その他この契約による債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約の目的を達するに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかなき。
- 2 受注者が次に掲げる場合に該当するときは、発注者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。
- (1) 委託業務の一部の処理が不能である（ことが明らかに認められる）とき。
- (2) 委託業務の一部の処理を拒絶する意思を明確に示したとき。
- 3 前条第2項及び第3項の規定は、前2項の解除の場合に準用する。
- 4 受注者は、第1項第1号に該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同号アからウまでに該当する場合において、当該命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。
- 5 前項の規定は、この契約による債務の履行が完了した後においても適用するものとする。
- 6 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者がこの契約を解除した場合は、第1項第11号及び第12号に該当するものとみなす。
- (1) 受注者について破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続開始の決定があつた場合 同法の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の決定があつた場合 同法の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の決定があつた場合 同法に規定する再生債務者等
- （発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
- 第22条 第20条第1項各号又は前条第1項各号若しくは第2項各号に定める場合の解除が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。
- （受注者の催告による解除権）
- 第23条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなけれ

ばならない。

(受注者の催告によらない解除権)

第24条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により、委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第19条の規定により、中止の期間が履行期間の2分の1以上に達したとき。

2 前条第2項の規定は、前項の解除の場合に準用する。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第25条 第23条第1項又は前条第1項各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(予算の減額等による契約の変更等)

第26条 発注者は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、受注者にこの契約の変更を申し出、又はこの契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けたときは、商慣習上相当と認められる範囲内において、発注者に損害の賠償を請求することができる。

3 前項の損害の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第27条 この契約に関する訴訟等については、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第28条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、発注者及び受注者が両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

奈良市長 仲川元庸

受注者 (住所又は所在地)

(商号又は名称, 法人の場合は法人名)

(氏名, 法人の場合は代表者の氏名)